

議案第31号

専決処分の承認を求めることについて
(二宮町税条例の一部を改正する条例)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月7日提出

二宮町長 村田 邦子

6 専 第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

二宮町税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和 6 年 3 月 30 日

二宮町長 村田 邦子

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が、令和 6 年 3 月 28 日に可決され、令和 6 年 3 月 30 日公布、令和 6 年 4 月 1 日に施行されるため、二宮町税条例の一部を改正する条例を施行するにあたり、急を要し議会を招集する時間的余裕がないため。

二宮町税条例の一部を改正する条例

二宮町税条例（昭和50年二宮町条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第8項の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の二宮町税条例附則第8項の規定は、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

二宮町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1～7 (略) (令和6年度から令和8年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)</p> <p>8 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</u></p> <p>9～27 (略)</p>	<p>附 則 1～7 (略) (令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)</p> <p>8 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第22条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</u></p> <p>9～27 (略)</p>